

令和4年度

消防設備士講習案内

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次により実施します。

1 受講対象者

消防設備士免状の交付を受けている者

2 受講期限（講習区分ごと）

当該消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、又は講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごと。

※受講期限内に受講しない場合は、免状返納命令の対象となることがあります。

3 講習区分・講習対象、開催日、定員及び講習会場

講習区分／講習の対象となる消防設備士免状の種類	開催日	定員	講習会場
消火設備 (甲種 第1類 第2類 第3類 乙種 第1類 第2類 第3類)	令和4年 11月 11日 (金)	110名	埼玉県県民健康センター さいたま市浦和区仲町 3-5-1
	令和4年 11月 24日 (木)	110名	
警報設備 (甲種 第4類 乙種 第4類 第7類)	令和4年 11月 8日 (火)	102名	埼玉県県民健康センター さいたま市浦和区仲町 3-5-1
	令和4年 11月 15日 (火)	102名	
	令和4年 11月 25日 (金)	102名	
	令和4年 11月 29日 (火)	102名	
	令和4年 12月 2日 (金)	102名	
避難設備・消火器 (甲種 第5類 乙種 第5類 第6類)	令和4年 11月 9日 (水)	90名	埼玉県県民健康センター さいたま市浦和区仲町 3-5-1
	令和4年 11月 18日 (金)	90名	
	令和4年 11月 30日 (水)	90名	

※受付期間中であっても、定員になり次第締め切ります。

4 講習時間及び受付時間

講習時間 9:05 ~ 17:30 ごろまで（オリエンテーション、効果測定等を含む。）。

受付時間 8:45 ~ 9:00 ※時間内に受付を済ませられるよう、余裕を持ってご来場ください。

5 講習科目

- (1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
- (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

※講習終了後、択一式による効果測定を行います。

6 講習科目の一部免除（科目免除）

講習日の過去6ヶ月以内に他区分の講習（科目の一部が免除された講習を除く。）を受けている場合は、

希望により科目の一部（前記「5 講習科目（1）」）免除が可能です。

講習科目の一部免除を申請する方は、「8 受講申請書記入要領等（6）、（7）」に従い必要事項を記入のうえご提出ください。

※該当者受付時間 12：00 ～ 12：20

7 受講申請要領

(1) 受講申請に必要な書類等

※申請する講習区分ごとに必要です（例：消火設備、警報設備、避難設備・消火器のすべてを受講する予定であれば、①から④までが3セット必要となります。）。

①受講申請書

「8 受講申請書記入要領等」に従い、太枠内すべてに記入してください。

ホームページからダウンロードし印刷して使用する際は、印刷上の注意に従い、日本産業規格（JIS）A4 普通紙で印刷してください。

②写真1枚（本人確認用、申請書に貼付）

無帽、無背景、正面（脇から上）の縦4 cm×横3 cm（カラー・白黒どちらでも可）の大きさと、受講申請書提出前6ヶ月以内に撮影した写真（裏面に氏名を記入）を写真貼付欄に貼ってください。

③受講手数料

埼玉県収入証紙 7,000 円分を申請書の手数料貼付欄に貼付してください。

《ご注意》

- ・消印、割り印、テープの使用等はしないでください。
- ・埼玉県収入証紙以外では申請を受け付けられません。
- ・埼玉県収入証紙は当協会事務所で販売していません。
- ・協会では受講料の領収書は発行できません。
- ・納められた受講料はお返しできませんのでご了承ください。
- ・埼玉県収入証紙の販売場所や、金額を誤って購入してしまった場合等の還付については、埼玉県のホームページをご参照ください。

④84円切手・返信用封筒（受講票送付用）

長型3号（縦235 mm×横120 mm）の封筒に受講者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼ってください。封筒、切手等は受講申請者が準備してください。

(2) 申請方法等

郵送（事務局での対面の受付はいたしませんのでご注意ください。）

※複数の区分に申請する方はまとめて郵送していただけますが、返信用封筒は申請区分ごとに同封してください。

※簡易書留やレターパックプラスなどのご利用をお勧めします。

※宅配会社等を利用する際は信書を送ることができるサービスをご利用ください。

(3) 受講申請書受付期間等（受付期間中であっても、定員になり次第締め切ります。）

≫≫≫≫≫ **受付期間開始前に送らないでください。** ≪≪≪≪≪

令和4年9月20日（火）～ 令和4年10月5日（水）（到着分まで）

※受付は先着順ですが、書類不備の場合は受け付けられませんので、お気を付けてください。

※受付開始前に郵送された申請書についてはいったん返送（レターパックプラス等を使用）させていただきます。なお、返送の際の送料についてはご負担いただきますのでご了承ください。

8 受講申請書記入要領等

- (1) 受講申請書には必要事項を記入し、受講する講習区分ごとに作成してください。
- (2) 受講希望日欄は、前記「3 講習区分、講習対象、開催日、定員及び講習会場」の表を参照し、必ず第三希望まで記入してください。
- (3) 日付は和暦で記入してください。昭和を「S」、平成を「H」、令和を「R」に置き換えて記入も可。
- (4) なるべく携帯電話番号等日中連絡の取れる番号も記入してください。受付の可否や受講日希望日等の連絡を取る必要が生じる場合があります。
- (5) 「交付を受けている消防設備士免状（甲乙とも記入する。）」について
「種類等」は所有している甲及び乙両方について記入してください（特類を除く）。
「交付年月日」は、所有している免状の種類ごとに元号を使用し和暦で記入してください。
「交付番号」は、所有している免状の種類ごとに5桁の数字を記入してください。
「交付知事」は、所有している免状の種類ごとに交付を受けた都道府県名を記入してください。
※免状から転記する際に、途中から別の行を記入してしまわないよう気をつけてください。
- (6) 講習科目の一部免除を希望する方は、申請書の該当部分に必要な事項を記入し、免状の表と裏のコピー（A4用紙を使用のこと。）を必ず同封してください。
- (7) 2種類以上同時に受講申請する方は、該当の欄に申請する講習区分と申請中の受講希望日を記入してください。
- (8) 申請書にご記入いただいた内容は、消防設備士講習における名簿の作成等の事務作業及び講習履歴等のデータベースの作成に利用します。

9 講習受講の証明

講習の修了者には、免状の裏側に講習を修了したことを記載します。

10 受講者心得等

- (1) 講習当日の受付は、会議室前の指定場所で行います。
- (2) 遅刻（交通機関の遅れも含む）及び早退は、原則として認められません。
- (3) 講習で使用するテキストは、当日、会場でお渡しします。
- (4) 講習当日は、受講票・消防設備士免状・筆記具を必ず持参してください。
- (5) 講習会場には駐車場がありませんので、電車等をご利用ください。
- (6) 講習受講のために提出された書類及び手数料は、お返しいたしません。
- (7) 講習指定日の変更は、原則として認められません。
- (8) その他詳細については、以下に記載の「申請窓口（送付先）・問い合わせ先」までお問い合わせください。

11 講習の中止又は延期について

講習開催日などに台風、豪雪、大地震などの災害が発生若しくは発生することが予測され、講習の実施が困難な場合や、国、県からの要請、講習会場の使用が不可能な場合などには、講習の実施を中止又は延期いたします。

なお、講習の実施を中止又は延期する場合は、当日の講習会場及び協会のホームページなどにその旨お

知らせするとともに、事後の講習予定等について、定まり次第受講者にご連絡いたします。

申請窓口（送付先）・問い合わせ先、講習会場、周辺案内図（略図）

申請窓口（送付先）・問い合わせ先

一般社団法人埼玉県消防設備協会 ※『消防設備士講習申請書在中』と表書きすること。

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-17-21 高砂武蔵ビル 401

TEL：048-864-8381 FAX：048-862-7831

※事務所での申請書受け取り及び受け付け、記入のお手伝いはしていません。

※講習開催期間中は留守番電話になっております。

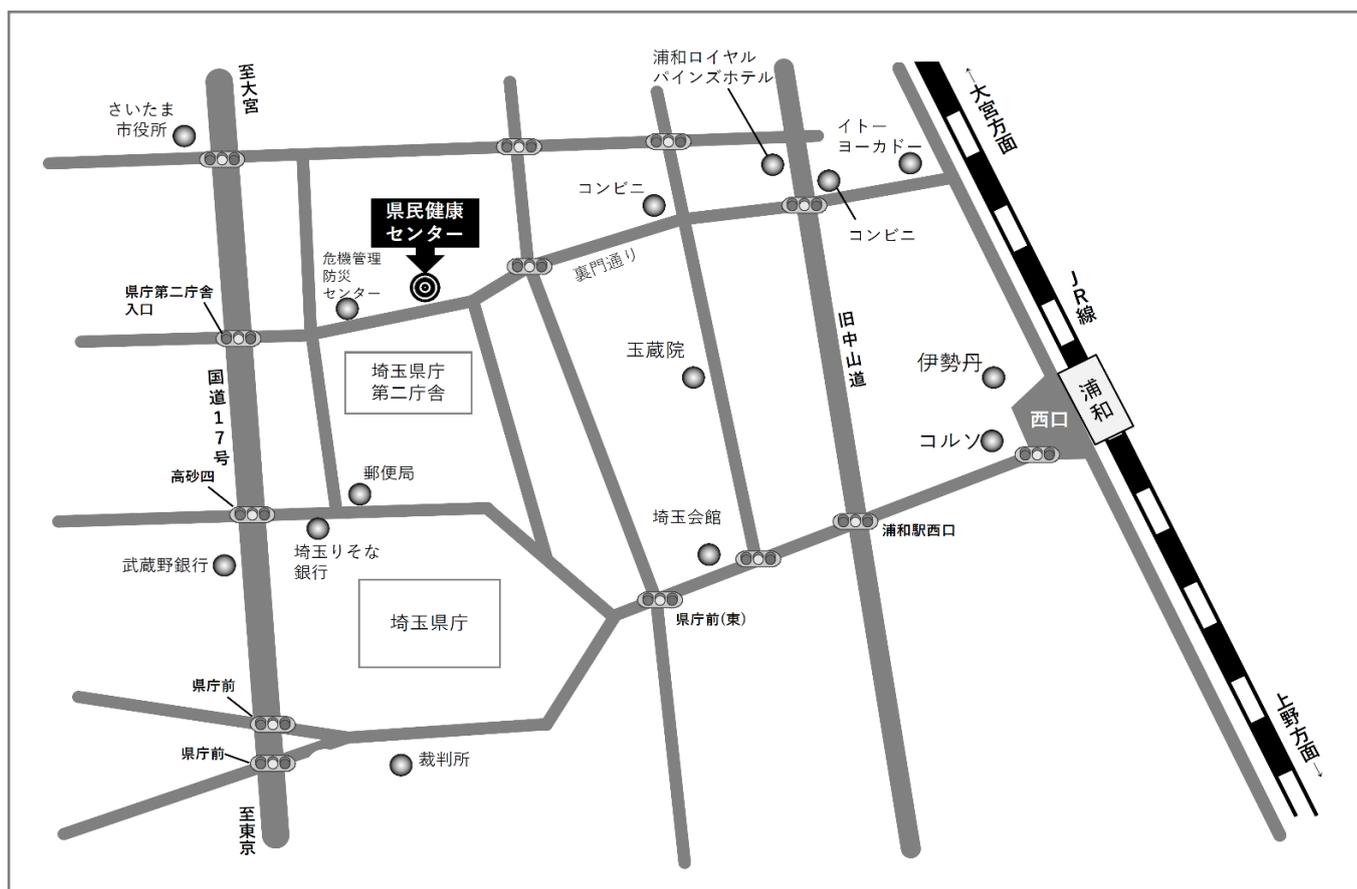
講習会場

埼玉県県民健康センター

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 3-5-1 JR 浦和駅より徒歩約10分

※講習に関する問い合わせはできません。

※駐車場はご使用になれません。



《ご注意》

講習期間中、協会事務所の電話は留守番電話になっております。当日、重要なお連絡がある場合は、留守番電話において連絡先をお伝えいたしますので、切らずに最後までお聞きになってください。

また、講習開催中は、受付準備中も含め携帯電話にお電話いただいてもすぐに対応できない場合がございますのでご了承ください。

交通機関の遅れ等があっても受付時間に間に合うように、時間に余裕を持ってお越しください。